

新潟県条例第30号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目の項を次の表の改正後の欄中別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目の項とする。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
(1)～(3) (略)					(1)～(3) (略)				
(4) 産業労働観光部関係					(4) 産業労働観光部関係				
	対象となる事務	名 称	区分	金 額		対象となる事務	名 称	区分	金 額
(略)					(略)				
18	(略)	(略)		(略)	18	(略)	(略)		(略)
19	旅行業法第23条の規定に基づく旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査	旅行サービス手配業新規登録申請手数料		1件につき 19,000円					
(5) (略)					(5) (略)				
(6) 土木部関係					(6) 土木部関係				
	対象となる事務	名 称	区分	金 額		対象となる事務	名 称	区分	金 額
(略)					(略)				
34	(略)	(略)		(略)	34	(略)	(略)		(略)
34 2	不動産特定共同事業法第41条第1項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料		1件につき 60,000円					
34 3	不動産特定共同事業法第41条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業の登録更新申請手数料		1件につき 60,000円					
<u>34 の 4</u>	(略)	(略)		(略)	<u>34 の 2</u>	(略)	(略)		(略)
(略)					(略)				
(6)の2～(9) (略)					(6)の2～(9) (略)				

附 則

この条例中別表第6号の表の改正は平成29年12月1日から、その他の改正は平成30年1月4日から施行する。